

女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会幹事会の開催について

平成 26 年 6 月 24 日
女性職員活躍・ワークライフバランス
推進協議会議長決定
令和 5 年 12 月 6 日
最終改正

- 1 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の構成は次のとおりとする。

議長	内閣官房内閣審議官（内閣人事局）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣総務官室）
	内閣法制局長官総務室総務課長
	内閣府大臣官房人事課長
	デジタル庁統括官付参事官
	復興庁統括官付参事官
	総務省大臣官房秘書課長
	法務省大臣官房人事課長
	外務省大臣官房人事課長
	財務省大臣官房秘書課長
	文部科学省大臣官房人事課長
	厚生労働省大臣官房人事課長
	農林水産省大臣官房秘書課長
	経済産業省大臣官房秘書課長
	国土交通省大臣官房人事課長
	環境省大臣官房秘書課長
	防衛省大臣官房秘書課長
	宮内庁長官官房秘書課長
	公正取引委員会事務総局官房人事課長
	警察庁長官官房人事課長
	金融庁総合政策局秘書課長
	消費者庁総務課長
	こども家庭庁長官官房総務課長
	会計検査院事務総長官房人事課長
	人事院事務総局人事課長

- 2 幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、専門部会を開催することができる。専門部会には、幹事会の関係構成員のほか、関係者の出席を求めることができる。
- 3 幹事会の庶務は、内閣官房内閣人事局において処理する。
- 4 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

附 則（令和４年４月１２日女性活躍・ワークライフバランス推進協議会議長決定）

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則（令和５年１２月６日女性活躍・ワークライフバランス推進協議会議長決定）

この規程は、決裁の日から施行する。